第2回学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会(協議概要)

- 1 日 時 令和5年9月5日(火) 14:30~16:30
- 2 会 場 和歌山県自治会館 304会議室
- 3 協議の視点
 - (1) 県の方針策定に向けて
 - (2) その他



- 4 委員による主な意見と事務局の応答 (○=委員 ●=事務局)
 - (1) 県の方針策定に向けて
 - ・ 地域連携・地域移行に向けた達成時期について
 - 地域連携・地域移行の達成時期の取り扱いについて、令和10年度まで記載されているが、令和10年度を改革の完了ととらえるのか。
 - 令和10年度が完了ではなく目安として示している。
 - ・ 地域連携・地域移行の進め方について
 - 現実性がでるように、先行事例を参考に県が示してはどうか。
 - 県内の地域の実情としては、市町村単独で取り組むことが難しい自治体もあると思う。地方別意見交換会などを行い、各市町村に対して、各地域のグラウンドや施設など充実した環境や、総合型地域スポーツクラブや文化・芸術分野等において専門的な指導ができる指導者の存在等、お互いの利点を活かした環境を整備する提案をしていく。
 - どのような活動を目指していくのかを、市町村別アンケートを事前に実施する など、子供の声を反映さるべきではないか。
 - 方針の内容では、「ニーズの把握」について示す予定である。中学校に就学予定の児童やその保護者に対するアンケートを段階的に実施することも重要と考える。
 - 指導者の確保について
 - 中学生の人数が少なくなり、部員数が集まらない現状がある中で、2校もしくは3校による合同チームで活動している現状がある。中学生が求める活動にあった指導を行っていただき、中学生の力を伸ばしていただきたい。
 - 指導者に関しては、地域人材の活用もあるが、希望する教員の兼職兼業も示していくことを考えている。
 - 部活動指導員を会計年度任用職員として約100名の予算を確保しており、希望する市町全てに配置できている。

指導者の確保では、各競技団体が加盟している体育協会を通じて紹介することもできる。

- 中学校体育連盟(以下、「中体連」という。)の規定等について
 - 県中体連の規程では、地方別や県の参加規定などで柔軟な対応をしていくこと が生徒の負担を少なくし、新たな活動の可能性を高めることに繋がるのではないか。

○ 集団競技では、定められた人数を下回った場合、複数校合同チームを認めている競技がある。

令和5年度から日本中体連、近畿中体連で新たに大会参加可能な拠点校部活動の規程を定めた。例として『A中学校には野球部があるが、B中学校には野球部がない場合、A中学校を拠点校として、B中学校の野球がしたい生徒を、A中学校の野球部員として大会に出場できる。』という新しい規定を設けている。和歌山県の中体連としては、拠点校方式の規程を現在定めていないが、柔軟な対応をしていく考えがある。

合同チームについても、令和3年度までは、『2校による合同チーム』という規 定があったが、令和4年度からは、3校による合同チームを認めている。

- 人数を満たしている A 中学校と、人数の足りていない B 中学校、C 中学校があるとする。B 校と C 校が合同チームとなれば人数が足りるが、B 校と C 校の距離が離れているというケースがある。B 校は A 校と合同チームを編成することができない規定となっていないか。
- 和歌山県中学体育連盟複数校合同チーム参加規程では、「定められた人数を下回った場合は合同チームを編成できる」内容の記載があり、人数が不足しているチームと、人数を満たしているチーム同士が編成できないという規定はない。日常継続的に活動できる合同チームの編成であること、あくまで合同チーム編成は救済措置であるということを優先して、各地方の中体連の中で承認を得られれば合同チームを編成することができる。
- 夏季中学校総合体育大会について
 - 今夏の中学校総合体育大会への地域クラブ団体の参加状況はどのようなものだったか。
 - 県中体連では、今年度27団体の地域クラブを認定した。内、10団体は夏季総合体育大会の参加を辞退し、17団体が地域クラブとして出場した。
- ・ 文化部活動について
 - 吹奏楽はコンクールだけが発表の場ではなく、地域の演奏会や地域の学校が集まっての演奏会もあり、100名~200名で演奏することもあり、すべての学校が演奏を楽しめる環境であると考える。吹奏楽の現状としては、コンクールに合同で出場することは認められていないが、今後、合同でコンクールへ出場することを認める動きもある。しかし、コンクールでより高い賞を獲るために、合同で出場し、すべての部員がコンクールに出場できないことが起こりえないか危惧する所である。
- 公民館の文化サークル等と連携を進めることで、文化芸術活動の機会の確保とと もに、様々な世代との交流も可能になると考える。
- ・ 地域連携・地域移行の具体例
- うまくいっている事例は、地域の課題を解決していこうと動いた事例である。学校、保護者、地域クラブ、行政が連携して取り組む必要があると考える。部活動の地域移行といえば、今学校で行っている活動を地域に出すというイメージがあり、難しく感じるが、子供たちの環境を整える時期がきている。

- 地域クラブへの月々の経費の支払いについて、受益者負担の理解をどのように得ていくのかが課題である。
- 配置されているコーディネーターは、学校と行政、指導者をつなぐ重要な役割を 果たしている。
- 地域連携・地域移行に係る将来像
- 今多くの中学校で、参加できる部活動の選択肢が少ない現状があるかと思う。地域の子供たちが減っていく中、地域で育った子供達が、将来的に地域を支える存在になることも地域連携・地域移行のゴールの一つとしてもよいのではないか。
- 地域連携・地域移行を進める中での議論は、和歌山県が推進するきのくにコミュニティスクールの理念である、「学校と地域、保護者が一体となって、子供を育てていくこと」を考えるきっかけになるのではないか。地域で育った子供たちが、色々な形で地域に貢献していきたいと思ってもらえる環境づくりを青少年の健全育成と関連させて考えていきたい。

勝利至上主義について意見があったが、生涯スポーツの推進はもちろんだが、 土日に地域クラブに移行した際には、競技スポーツとして活動したい生徒にも機会 が得られるようにし、一人の生徒が、複数の選択肢の中からニーズに合った活動を 選択できるような環境づくりを示す方針を作っていきたい。

○ 地域へ移行した場合に、土日の地域クラブ活動中に起こった生徒間のトラブルの 対応を学校に求められないか。

また、生徒間トラブルの対応ばかりになることに嫌悪を示し、指導者が確保できないことが起らないか。部活動は、学校が担っているものだと、まだまだ県民の多くが思っているように感じる。

- 土日の活動における事故やトラブルの責任の所在は、運営団体・実施主体にあるので、任意保険への加入が必要であることを記載している。地域と連携する形で、学校の管理下であれば、責任の所在は学校にあると言える。また、学校の休業日に起こるトラブルなどは、家庭の問題であることなどを周知できるよう、広報していく必要があると考えている。
- 教員の兼職兼業について
 - 運営団体と教師の兼職兼業に対する考えはどのようなものか。
 - 兼職兼業に当たっては、地域クラブでの指導を希望する教員であることが原則である。その中で、運営団体において、就労時間や報酬の管理体制が整っていることや、運営団体が、マネージメントする者と指導する者の立場が明確になっていることが適切であること。

また、教師等の本務の優先の観点から、地域クラブの活動に従事する予定であった時間に教師としての勤務に充たることができるようにしておくことが必要とされるので、複数の指導者で指導することができる体制を構築することが必要になると考える。

(2) その他

● この協議会の成果物は、『和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に 関する方針』である。次回11月末に協議会を開催し、方針を策定したい。